

# 広報家畜衛生

令和7年6月23日発行

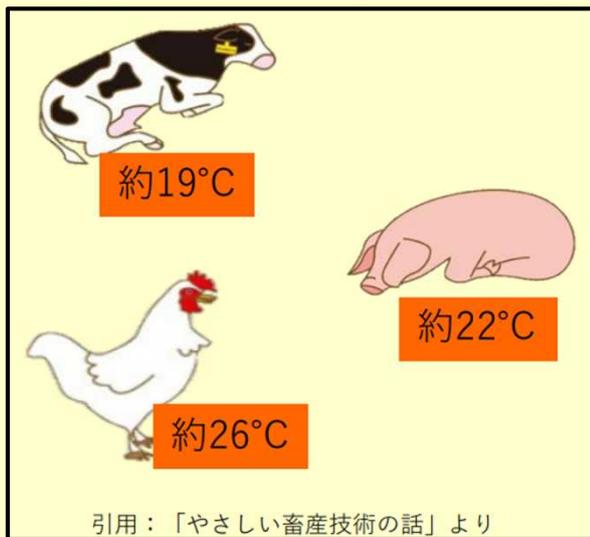
○徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938

○阿南支所  
〒774-0030 阿南市日開野町谷田483-3  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

## 家畜の暑熱被害に備えましょう

### 家畜が暑さを感じる温度



### 畜産への被害

家畜のへい死

乳量の低下

食欲不振

繁殖能力の低下

## 暑熱被害を防ぐためには、事前の「**備え**」が重要です



### 家畜の体感温度の低下に努める。

飼育密度の緩和、換気扇や扇風機による畜体等への送風や散水、散霧を行い家畜の体感温度を低下させることが重要です。



### 畜舎環境を改善する。

寒冷紗やよしずによる日除け、屋根裏・壁・床への断熱材の設置及び屋根への消石灰の塗布等を行うことが重要です。



### 飼養管理

良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与をすることが重要です。



### 飼料作物の管理

夏枯れ等により草勢の低下が見られた場合には、必要に応じて追播や、は種直後の雑草防除等適確な維持管理作業を行うことが重要です。

畜産農家の皆様も、水分・塩分の補給や、涼しい場所での休憩など、**熱中症予防対策**を心がけてください。

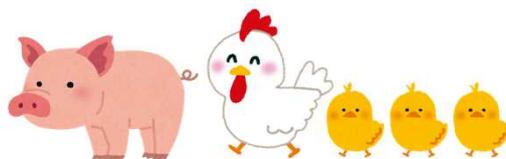
# 速やかな手当金受け取りのためには 日頃からの伝票情報等の整理が重要です

家畜伝染病発生の際、速やかに手当金等の交付を受けるためには、日頃から伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。

## 家畜の評価に必要となる資料の一例

### 1 導入に要する費用が分かるもの

- 導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等が必要
- 消費税額が分かる必要あり



### 2 生産に要する費用が分かるもの

- 当該家畜の生産に係る伝票、およそ直近1年分が必要
- 飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票でも可能
- 生産物の製品化に要する費用については、生産にかかる費用として計上しない
- 消費税額が分かる必要あり



### 3 出荷に要する費用が分かるもの

- 種類毎におよそ直近1年分が必要
- 通常の平均出荷日齢を確認する必要がある
- 廃用時に販売価格がない場合についても、平均廃用日齢を算出するために必要
- 消費税額が分かる必要あり



## 物品の評価に必要となる資料の一例

### 1 販売価格が分かるもの

- 卵や堆肥の通常の販売価格、重量等が分かる資料が必要
- 実際に焼埋却した飼料等に係る伝票が必要
- 消費税額が分かる必要あり



詳細については、農林水産省HPをご覧ください。最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

**MAFF**  
農林水産省

徳島家畜保健衛生所

TEL 088-631-8950 (本所)  
0884-22-0304 (阿南支所)

農林水産省HP

「手当金の申請に係る必要書類の一覧」 →

